

はぶりつくへるす

Public Health
札幌市の“公衆衛生”の最前線、衛生研究所を紹介します



赤ちゃんの検査(新生児マススクリーニング)に2疾患の検査が加わります！

— どんな取り組みですか？

「新生児マススクリーニング」は、生まれてすぐの赤ちゃんに対する血液検査です。疾患の早期発見・早期治療により、発症を予防することを目的に、全ての赤ちゃんに公費負担（検査料無料）で行っています。

近年、重症複合性免疫不全症（SCID）、脊髄性筋萎縮症（SMA）の治療法の開発等が進み、国において、この2疾患の「新生児マススクリーニング」への追加が検討されています。

この度国との連携により、札幌市も「新生児マススクリーニング」にこの2疾患の検査を加えることとしました。

— 2つの疾患とは？

重症免疫不全症候群：SCID

病気と闘うための「免疫」を担うT細胞（もしくはB細胞）がうまく産生出来ない病気を見つめます。治療をせずにいると、感染症にかかった際に、非常に重篤な症状が出て、命にかかわる場合があります。検査で早期発見できれば、移植手術などによって対策することができます。

脊髄性筋萎縮症：SMA

脊髄の運動神経がうまく発達出来ず、筋肉が萎縮してしまう病気を見つめます。

治療せずにいると、運動発達が止まり、支え無しに座れない、呼吸が出来なくなる等の症状により命にかかわる場合があります。検査で早期発見できれば、遺伝子治療薬などによって対策することができます。

— なぜ赤ちゃんを検査するのですか？

この2つの疾患は生まれ持った疾患（先天性疾患）であると共に、進行が早いものや症状が重篤なものは、1日でも早く治療を開始することが重要です。このため、「新生児マススクリーニング」の対象疾患として生まれてすぐの赤ちゃんを検査します。

— どうやって検査するのですか？

生後4～6日の赤ちゃんのかかとから、ほんの少しの血液をろ紙に染み込ませて検体とします。そのわずかな血液から、疾患に関する遺伝子の量や有無を調べます。SCIDは5万人に1人程度が発症、SMAは2万人に1人程度が発症とされています。

なお、検査はあくまで疾患の「疑い」があるかを調べるもので、検査で陽性の際は、診断のため専門医による精密検査が必要です。

担当課から一言

この取り組みは国の実証事業として行われ、期間中（2025年9月1日以降お生まれの赤ちゃん）は、この2つの疾患の検査を検査料無料で受けることができます。

生まれてきた赤ちゃんの未来のため、「新生児マススクリーニング」をこれからも充実させて参ります！



微生物係



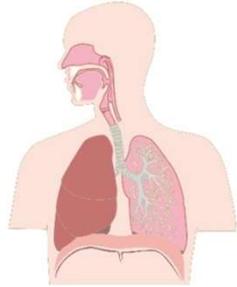
急性呼吸器感染症(Acute Respiratory Infection:ARI) サーベイランスが始まりました！

微生物係

－ ARIとは？

ARIとは、咳、喉の痛み、鼻水、鼻づまり、呼吸困難などの急性の呼吸器症状を伴う感染症の総称です。インフルエンザや新型コロナウイルス感染症、RSウイルス感染症などが含まれます。

これらは特に高齢者や子ども、基礎疾患のある方にとって重症化のリスクがあるため、早期の把握と対策が重要です。



－ ARIサーベイランスとは？

ARIサーベイランスは、全国の指定医療機関から報告される「咳、喉の痛み」といった症状

(ARI症状)の患者さんの数や検体情報をもとに、急性呼吸器感染症の流行状況を把握する仕組みです。これにより、流行の兆しを早期に察知し、感染拡大を防ぐことができます。未知の感染症の早期探知にもつながる重要な取り組みです。

－ なぜ今、ARIサーベイランスなのか？

新型コロナウイルス感染症の流行を通じて、感染症の早期探知と迅速な対応の重要性が改めて認識されました。今後も新たな感染症が発生する可能性がある中で、インフルエンザやRSウイルス感染症など、流行しやすい呼吸器感染症の動向を日常的に把握する体制が求められています。ARIサーベイランスは、こうした背景のもと、感染拡大の兆しを早期に察知し、国民の健康と医療体制を守るために導入されました。

－ 札幌市の取り組み

札幌市では、市内の定点医療機関から報告されたデータを集計し、市ホームページで毎週公表しています。また、感染状況に応じて、市民の皆さまに向けた感染対策の呼びかけも行っています。市民の皆さまが安心して暮らせるよう、地域の感染状況を「見える化」することを目指しています。さらに一部の医療機関では、医師の判断により患者さんから検体を採取し、札幌市衛生研究所で病原体の検査を行う「病原体定点サーベイランス」も実施しています。これにより、どのような感染症が実際に流行しているかを科学的に確認し、よりの確な感染症対策に役立てています。

－ 医療機関や市民への影響は？

このサーベイランスにより、新たな医療費の負担が発生することはありません。また、検査や入院を求められることもなく、就業・登校制限の対象にもなりません。対象となった方の一部には、医師の判断により検体採取へのご協力をお願いする場合がありますが、日常生活への影響はほとんどありません。

市民の皆さまへのお願い

感染症から自分や周囲の人を守るため、手洗いや換気、マスクの着用など、基本的な感染対策の継続をお願いします。札幌市のホームページでは、最新の感染状況を毎週更新していますので、ぜひご確認ください。皆さま一人ひとりの行動が、地域の安全につながります。

「今、札幌市で流行している感染症は？」

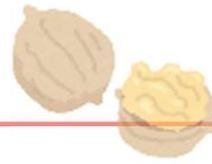
札幌市の公式ホームページでは、急性呼吸器感染症（ARI）をはじめとする様々な感染症の流行状況を毎週更新しています。地域の感染動向を知ること、日常生活の中での感染対策にも役立ちます。ぜひご確認ください。

札幌市 感染症発生動向

検索



食物アレルギー「くるみ」の検査を始めました



食品化学係

食物アレルギーとは、食物に含まれるアレルギーの原因となる物質（アレルゲン）を体が異物として認識し、過剰に防御することで、じんましんや呼吸困難などの症状を起こすことをいいます。右の表にある食品のうち、特定原材料は発症数が多い、又は重篤度が高い食品であり、加工食品に含まれる場合は、必ず表示しなければなりません。

食品化学係では、食物アレルギーによる健康被害の発生を防止するため、アレルゲンとなる食品のうち、表示義務のある特定原材料「えび」「かに」「小麦」「そば」「卵」「乳」「落花生」が、これらの表示が無い加工食品に含まれていないかについて検査を行っています。

このたび、特定原材料に「くるみ」が追加され、令和7年（2025年）4月1日より表示が義務化されたことに伴い、令和7年度から「くるみ」の検査も開始しています。

また、令和7年度中にカシューナッツが特定原材料に、ピスタチオが特定原材料に準ずるものに追加される予定であり、表示が義務又は推奨されている食品の動向について、今後も注視する必要があります。食品表示の誤りによる食物アレルギーの健康被害が起らないよう、検査体制を整えて対応して参りたいと思います。

表示が義務又は推奨されている食品一覧

特定原材料 8品目 (表示は義務)	特定原材料に準ずるもの 20品目 (表示は推奨)
えび、かに、 くるみ 、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

(令和7年4月時点)

有機フッ素化合物について

水質環境係

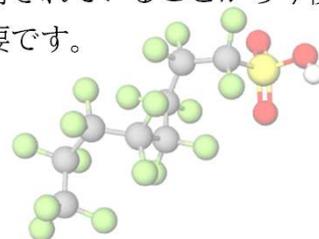
主に炭素とフッ素が結合した化合物のことを有機フッ素化合物と呼びます。その有機フッ素化合物のうちペルフルオロアルキル化合物およびポリフルオロアルキル化合物のことを総称してPFASと呼ばれており、その種類は1万種類以上あるといわれています。その中には、撥水、撥油、熱や化学的に安定な性質をもつものがあり、撥水剤や界面活性剤等に使用されています。

その中でも、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という）は半導体製造、金属メッキ処理、泡消火剤として、ペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という）はフッ素樹脂製造助剤、撥水、撥油剤、界面活性剤として広く使用されてきました。

しかし、PFOSやPFOAは、難分解性や高蓄積性、長距離移動性といった性質を持ち、人の健康や動

植物の生息等への被害が懸念されるため、国際的な条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という））によりPFOSは2009年に、PFOAについても2019年に規制の対象となりました。これをうけて、日本では、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づき、PFOSは2010年に、PFOAについても2021年に製造及び使用が禁止されました。

また、PFOSやPFOAの代替品として使用されているペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）についてもPOPs条約の対象となり、他数種類のPFASについても規制が検討されていることから今後もその動向に注意が必要です。



六価クロム化合物の濃度測定を始めました

大気環境係

札幌市では大気汚染防止法に基づいて有害大気汚染物質測定を行っています。“有害大気汚染物質”とは低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、そのうち特に優先的に対策に取り組むべき物質として「六価クロム化合物」を含む23種類がリストアップされています。

令和5年5月に「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」の「大気粉じん中クロムの形態別測定方法」が改訂されたことに伴い、札幌市では令和6年4月より大気粉じん中の六価クロム化合物の測定を開始しました。

測定地点は図に示した市内4か所で、毎月24時間大気試料を採取して検査を行っています。2024年度の年平均値は0.054~0.10ng/m³であり、これは他都市と比較して同程度でした。



図 市内調査地点



試料採取後のろ紙

R6年度 六価クロムの測定結果(年平均値)

六価クロム (ng/m ³)	南保健センター (一般環境)	篠路観測局 (一般環境)	北一条観測局 (幹線道路沿線)	東18丁目 (幹線道路沿線)
	0.054	0.073	0.10	0.094

(参考) 米国EPAの10⁻⁵リスクレバール基準：0.8ng/m³ WHO欧州事務局ガイドライン：0.25ng/m³
環境省「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」より



屋上からの景色(2025年)

空気が澄んでいると衛生研究所の屋上から
手稲山山頂付近の電波塔がはっきりと見えます

ぱぷりっくへるす Vol. 43(2025年9月発行)

編集 札幌市衛生研究所 文書・事務部会
発行 札幌市保健福祉局衛生研究所
〒003-8505
札幌市白石区菊水9条1丁目5-22
問合せ先 Tel. 011-841-2341 FAX 011-841-7073
URL <https://www.city.sapporo.jp/eiken>